

船舶事故等調査報告書

平成23年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第150号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年9月11日 06時00分ごろ	
発生場所	山口県上関町祝島西方 ホウジロ灯台から真方位287° 4.5海里付近 (概位 北緯33° 45.4′ 東経131° 56.0′)	
事故等調査の経過	平成22年9月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ケミカルタンカー さぬき、328トン 132024、明港汽船株式会社 B 漁船 ^{ゆうこう} 祐幸丸、4.91トン YG3-57831（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海） A 甲板長、五級海技士（航海） B 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 左舷船首部に破損	
事故等の経過	A船は、船長A及び甲板長Aほか2人が乗り組み、祝島西方沖を約9ノット（kn）（対地速力）で東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、祝島西方沖で延縄の投入を行いながら約5knで西進中、平成22年9月11日06時00分ごろ、A船の左舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、日出時刻 05時50分ごろ 海象：潮汐 上げ潮の初期	
その他の情報	船長Bは、操舵室の後方で作業を行う際、操舵室内のレーダー画面を見ることで前方の見張りを行っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、祝島西方沖を東進中、甲板長Aが、船橋内の後方にある海図台に向かって海図作業を行い、前方の見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突した可能性があると考えられる。 B船は、祝島西方沖において延縄の投入を行いながら西進中、船長Bが、左舷船尾で同作業に意識を集中し、前方の見張りを行っていなかったこ

		とから、A船と衝突した可能性があると考えられる。
原因	本事故は、祝島西方沖において、A船が東進中、B船が延縄の投入を行いながら西進中、両船が見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	